

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成27年度 第1回 高松市景観審議会
開 催 日 時	平成27年7月13日(月) 10時00分～11時00分
開 催 場 所	高松市役所 3階 32会議室
議 題	(1) 高松市景観計画の変更に向けて (2) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	—
出 席 委 員	牛山 泰博、浦 篤正、杉本 三枝、増田 拓朗、松島 学、 渡辺 裕之、坂本 信孝、吉岡 和子、秋山 義典(代理: 藤岡 大悟) 渡田 修司、川東 祥次、上杉 康代、近藤 厚志、原内 純治
欠 席 委 員	井上 雅子、橋田 行子
オブザーバー	—
傍 聴 者	1名
担当課及び 連絡先	都市整備局 都市計画課 Tel 839-2455 Fax 839-2452

### 審議経過及び審議結果

会議を開会し、次の議題について下記の審議経過のとおり議論し、事務局案について了承された。

- (1) 高松市景観計画の変更に向けて
- (2) その他

「高松市景観計画変更(案)」を会長から市長に提出した。

### 審 議 経 過

(会長)	高松市景観計画変更(案)についてご意見ありませんでしょうか。既に3回の審議を重ねて来ておりますので、意見が特にないようであれば、今後の高松市の景観形成において検討すべき事等、全般的な事でも結構です。
(委員)	これまで、十分審議をされており、景観計画の内容について意見はありません。
(委員)	十分審議されていると思います。今後の高松市の新しい景観に期待したいと思います。

<p>(委員)</p>	<p>計画内容について意見はありません。建築士会としても、景観計画において届出の対象とならない建物を含め、街並み形成に協力していけたらと思います。</p>
<p>(委員)</p>	<p>個人的には栗林公園の周辺や中央通りの楠などに携わってきておりますが、いい方向になってきている部分もあると思います。ただし実情として、まだまだの部分もあり、今後、美しい景観形成に向けて、市だけでなく国や県と協力していけたらと思います。</p>
<p>(委員)</p>	<p>これまでの審議内容で問題ないと思います。最後に個人的な意見ですが、田園居住景観ゾーン等で戸建て専用住宅については空家対策等が必要ではないかと思います。空家等対策の推進に関する特別措置法の方で議論がなされるとは思いますが、空家の適正な管理についてベースとなる考え方があれば良いなと思います。将来、まとまった空家が発生すると、景観形成において問題も出てくるのかなと思います。</p>
<p>(委員)</p>	<p>十分議論されていると思います。個人的な意見ですが、田園居住景観ゾーンの景観について、宅地化が進んでいるので、今後、行政の方で考えていただければと思います。</p>
<p>(委員)</p>	<p>屋島地区と讃岐国分寺跡周辺地区を一般地区から外して景観形成重点地区にするわけですね。それに伴い、瀬戸内海景観ゾーンからも外れることから、瀬戸内海景観ゾーンの景観形成基準が屋島地区の方に追加されているということで良いのでしょうか。それと、一般区域の届出対象除外の行為についても、景観形成重点地区と同様に2つの行為が追加になっているという事ですね。</p>
<p>(委員)</p>	<p>今回、初めての参加となりますので、内容について意見はありません。景観形成重点地区の指定にあたっては、讃岐国分寺跡周辺地区のように地元からの提案に基づいて検討されることが本来あるべき姿だと考えています。今後、県の景観づくり研究会でも、高松市の事例を先進事例として他の市町村にも紹介していきたいと思います。</p>
<p>(委員)</p>	<p>本日、代理出席しております。内容については事前に確認しており、内容について、意見はないため、このまま進めてくださいとのことです。</p>
<p>(委員)</p>	<p>審議内容について問題はございません。個人の意見ですが、既に工事が始まっている所もあるように思いますので、引き続いてサンポートの景観形成重点地区指定も検討していただければと思います。また、太陽光発電パネル設置に対して、色は黒ですが、太陽が当たればキラキラ光ってしまいますので、今後検討していただければと思います。</p>
<p>(委員)</p>	<p>景観的には屋外広告物が影響していると考えています。経済活動としては目立ってなんぼの世界ですが、消費者は市民であり、みんなできれいな街並みをつくっていこうという事で、広告主に考えさせるように出来れば、景観形成に向けた大きな力となるのではと思います。</p>

(委員)	<p>今回の景観計画は守る方向で議論が進められたと思います。しかし、景観の考え方として賑わいをつくるという方向もあると思います。例えば、高松らしい色は何か、賑わいをどう演出するのかなど、プラスアルファの部分も考えていければ、他都市と差別化ができるのではないかと考えております。</p>
(委員)	<p>先日、屋外広告物のルールに関する新聞広告が掲載されておりました。ここまで市のルールを一般に広報することは珍しいと思います。市で検討されたもの全てを広報することは出来ませんが、このように市民にわかりやすく説明できればいいなと思います。</p>
(事務局)	<p>資料3の35ページの追加文章につきましては、屋島地区には自然公園法と文化財保護法が関係しております、景観形成重点地区である屋島地区だけでなく、全体にこの文章の規定が適用されます。一般の方に届出等で誤解がないようにと明記をいたしました。</p> <p>また、戸建て住宅や空家に対する御意見、サンポート地区、また、太陽光発電パネルについては国のエネルギー施策等に関連する部分もありまして、難しい課題もあります。また、景観と言いながら賑わいをどう作っていくのか、今後、総合的に考えなければならぬ問題だと思っております。</p> <p>6月30日に四国新聞朝刊の一面下部に広告を掲載させていただきましたが、今後、景観計画が変更された時には、その啓発にも努めてまいりたいと考えております。</p>
(会長)	<p>今、議論をしておりますのは景観の悪い部分を無くしていきましようという内容で、最低限の悪い部分を無くしていけば景観も良くなるのではないかという事で議論してまいりました。これまでの議論してきた内容を本審議会の意見としたいと思っております。</p>